



インハウスレポート

【当会会員】

板倉 陽一郎 (61期)

Itakura Yoichiro



インハウスローヤー(組織内弁護士)とは、企業や団体に所属する弁護士、省庁や自治体に職員として勤務する弁護士の総称です。本企画は、当会所属のインハウスローヤーに経験談を紹介していただく連載企画です。

● 1 はじめに

私が消費者庁の任期付職員をしていたのは、2010年4月から2012年12月であり、もう10年以上前のことになります。任期付職員として、企画課個人情報保護推進室政策企画専門官という職位についていました(課長補佐級)。公募が出ていたので、アソシエイトであった弁護士2年目で、自主的に応募し、採用されたという経緯になります。もともと、ボス(藤原宏高弁護士)は、機会があれば官庁への出向を奨励するということを公言していましたので、採用されてから、行ってきますという話ををして、着任しました。快く送り出していただき(多分)、何事もなく帰任したのですが(多分)、大変感謝しています。今は、そのまま事務所のパートナーをしています。

企画課は、着任中に、消費者制度課となり(現存)、個人情報保護推進室は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号、以下、「個人情報保護法」という。)の企画立案部分を担当する部署であり、個人情報保護法の2015年改正で、その機能は個人情報保護委員会に移管されました。このように、当時の部署はそれ自体現存していませんし、10年以上前の霞が闇の細かい話をそのままお伝えしてもあまり参考にならないと思いますので、むしろ、就任時にどんな仕事をしており、それが、帰任直後の仕事にどう影響したか、10年後の今、どう影響しているかを僅かながらお伝えしたいと思います。また、「官庁に行くならどこがよいですか」という、よくある質問にも若干の私見を述べたいと思います。

● 2 就任時の仕事

就任時の仕事は、個人情報保護制度の国際担当です。現行個人情報保護法における個人情報保護委員

会の所掌事務でいえば、「所掌事務に係る国際協力に関すること」(132条8号)に該当します。今でこそ、個人情報保護委員会の定員は221人となっており^[1]、上記所掌事務には担当参事官(課長級)がおかれ、国際担当の職員も、会議ごとに担当者がいて、数十人はいるようです。ところが、当時の個人情報保護推進室は、室長、課長補佐(任期付職員の弁護士、国内担当)、政策企画専門官(私)、総務省(総務)からの若手、これで全てです。さすがに少ないので、途中から、地方公共団体からの出向者が来てくれました。しかし、5人です。当然ですが、国際担当は私だけなので、日本が参加する個人情報保護制度に関する全ての会議に出ていました。データ保護機関(今でいう個人情報保護委員会)が出るべき会議であるデータ保護プライバシー・コミッショナー国際会議(現・世界プライバシー会議(GPA))、アジア太平洋プライバシー機関フォーラム、政府が出るべき会議であるOECDやAPECの事務レベルのデータ保護関係会議等です。会議によつては、他省庁の担当者がいたり、上司(特に、在外経験が豊富であった草桶左信審議官(のち、駐ナイジェリア特命全権大使))も興味をもって参加してくれたりしたのですが、日本でこれら全部に出てるのは、着任中は、私一人という状況で、しかも弁護士として着任したのは私が初でした(前任・前々任は研究者からの出向)。国際的な文書についての英語でのやり取り、交渉はもちろん、「日本はどうなっている」という質問は全て答えなければならないわけです。しかも、ほかの国の参加者はプライバシーコミッショナー(データ保護機関の長)その人だったりするわけです。格も経験も全く違う。留学経験もない私にはとんでもない負荷だったと思いますが、身に付けるしかない環境におけるわけです。また、5人しかいない部署でしたので、国際担当だけしている余裕はなく、法改正は担当していませんが、

注[1] 個人情報保護委員会「令和5年度年次報告」1頁

国会対応、他法令（マイナンバー法等）の制定への対応、議員レク、地方での個人情報保護法説明会等、日常業務を何でもしていました。これも非常に勉強になりました。法改正の担当は、帰任後、当該法令のスペシャリストになれるという点で直接的なメリットがありますが、日常業務を担当すると、官庁が普段どんなことを考えてどのように意思決定しているかに触ることができます。これは、後に述べるように、帰任後の仕事には大変効いていると思います。

● 3 帰任後の仕事

帰任後は、在任中に検討されていたマイナンバー法（2013年）や欧州の一般データ保護規則（GDPR、2016年。ただし最初の提案は2012年。）が成立、施行されました。しかし、個人情報保護推進室ですら5人しかいないという時期でしたから、個人情報保護法に対応できる弁護士は当然に足らず、また、個人情報保護法の2015年改正で個人情報保護委員会が成立し、いわゆる3年ごと見直しが制度化されたことで、全ての事業者には改正対応が必要となり、私はほぼそのまま、個人情報関連の仕事をすることになりました。国際担当として参加していた会議のうち、担当者以外も参加できるGPAなどは、なかなか毎年というわけにはいきませんが、機会を見つけて参加しています。その後、次々問題となっていましたデジタルプラットフォーム、AI、ロボットなども、ベースには個人情報がありますので、これらについても自然と取り扱うようになっています。また、着任部署自体は個人情報保護委員会に移管されたわけですが、消費者庁にいたことには変わりなく、消費者法についても、日弁連消費者問題対策委員会に所属し、大学の講義をもつなどして関わっています。

官庁の意思決定の理解は、単なる法解釈のアドバイスに留まらず、規制対応の制度を提案できるという点で効果が表れます。クライアントに、「これは今の法律では無理です」と回答しても全くの無価値ですが、官庁の規制対応であるノーアクションレターや、グレーダー解消制度、規制のサンドボックス、はたまた政治へのアプローチといった手段を用いた提案ができれば、現行法では不可能でも、突破口を見出せます。しかし、これらの制度の利用は、官庁の意思決定、どこを、いつ押すか、を理解していないければ効果的にはできま

せん。これをさらに推し進めて、ロビイングを専門とする弁護士が現れてきているのも、官庁への出向者が増えた結果でしょう。

● 4 10年後の仕事

帰任10年後（2022年以降）に私がどうなっているかというと、引き続き、業務のほとんどは個人情報関連となっています。帰任直後は、積極的に個人情報を取り扱おうというIT企業やメーカーの業務が多かったのですが、もはや、個人情報の関連しない分野はないため、10年後にはあらゆるセクターの業務を取り扱うということになりました。政府等の有識者会議に参加することも多いのですが、帰任直後は、総務省（テレコム）や経済産業省の会議が多かったのが、近年では、国交省（地理空間情報）、環境省（ペットのデータベース）、法務省（民事判決データベース）など、個別分野の検討に携わることも増えており、関係する分野の広がり自体を感じるところです。また、就任時の同僚やカウンターパートであった各省庁の皆さん、課長や室長に就任し始めて、官庁の中核を担うようになってきているところも、興味深いところです。任期付職員は数年で官庁を離れてしまうのですが、交友関係によって、引き続き、最前線の話を聞くことができます。

● 5 お勧めの官庁

このように、私は任期付職員での仕事から全く連続的に今も業務をしているのですが、このようなことが可能なのは、ひとえに、携わっている人が少ない仕事をしてきたからであると思っています。弁護士としては、官庁に出向するとなると、影響が大きい、会社法や独禁法、金商法などの改正をしたいなど考える人が多いでしょう。それはもちろん力になると思いますが、立派な先輩が沢山おり、それらを超えないければならないとなると大変です。しかしながら、前任者がいないポジションや、新しくできた官庁への出向であれば、普通に仕事をして、その分野について、日本で一番詳しくなければ（官庁の担当者は当然に日本で一番詳しくなければ務まりません。）、それすなわち、弁護士の中でも一番詳しいということになります。どんなに変わった分野でも、業界団体はあって、それなりの市場があります。一番詳しい弁護士一人くらいは、何とかなるものです。そんな風に出向先を選ぶとよいのではないかでしょうか。 N_F